

業者といふことにかつてゐる。第一部は第三部に対し洋今一本幾何の値段で之を請負はせるのであるが、洋今製造は分業行程にかつて居り製造業者といふも各部門に分れてゐるので、其間種々の複雑した生産關係にあり工賃値上げといふも極めて錯綜した問題が介在してゐるのであるが簡単に述べれば、現在に於ける工賃は一般に四五年前に比して低下して居り生活不安に曝されてゐる従業員達の賃上斗争とあつて現はれたのである。

誠友會 爭議に入る

發端より解決まで

誠友會は結成大會の翌二月九日前記第三部の組合員に対し、工賃二割五分値上を要求し、十二日回答を求めるところあつたが、第三部は之を拒絶し却つて現在額より低下せる工賃を以てしたので、誠友會は再考を促し翌十三日に至り同屋業者の組合第一部を訪れ工賃値上に関し種々陳情、その折第三部に現在請負はせてゐる値段よりすれば、従業員の工賃

は今少し値上げされても可なりといつたやうな言もあり、誠友會は第三部組合幹部の非を鳴らし十三日一着罷業に入るべき指令を發した（洋今組合第三部組合員は一七〇名）

第三部組合員の全部が誠友會の経済的利害關係に対立するものではなく、第三部と誠友會の戦術如何によつては従業員の賃上斗争は引いては第一部同屋業者に対する第三部の請負値段値上とまで展開することも出来るのであるが（裏面的に誠友會に援助してゐる業者も相当あつたらしい）そゝまで進歩的の考へをもつ業者は火がからう。しかも一方親方職人と云ふ義理恩愛の情に於て従業員の間に於ても爭議にかゝはることに思ひやる向もありしかむ洋今生産にたづさはる期間は一月より五月に至る短期間であり、本爭議の統制に關しては極めてデリケートな問題が存在するのである他の労働爭議に比し異色あるものがあり、この種の封建的生産組織の下に於ける労働者の爭議としてその成行については相当注目すべきものがあつた。

十四日爭議団は第三部組合員に対し左の声明書を發表し爭議に至りた